

平成28年1月13日

第1回倉吉市議会臨時会議案

倉吉市

報 告

平成28年1月第1回倉吉市議会臨時会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成28年 1月13日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

報告第 1 号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（灘手工業用地貸工場建設（電気設備）工事））……………	1
報告第 2 号	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（灘手工業用地貸工場建設（機械設備）工事））……………	3
議案第 1 号	倉吉市税条例の一部改正について……………	5
議案第 2 号	工事請負契約の締結について（成徳小学校教室棟改築工事（建築主体））……………	8

報告第1号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年1月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第9号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年9月25日市議会の議決を経た灘手工業用地貸工場建設（電気設備）工事に係る「工事請負契約の締結について」（平成26年議案第69号）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成27年12月17日

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

5 契約金額

「300,240,000円」を

「294,119,640円」に、

6 工事の期限

「平成27年12月20日」を

「平成28年2月29日」に改める。

報告第2号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年1月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年9月25日及び平成27年6月8日市議会の議決を経た灘手工業用地貸工場建設（機械設備）工事に係る「工事請負契約の締結について」（平成26年議案第70号及び平成27年議案第57号）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

平成27年12月17日

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

5 契約金額

「281,600,000円」を
「287,471,160円」に、

6 工事の期限

「平成27年12月20日」を
「平成28年2月29日」に改める。

議案第1号

倉吉市税条例の一部改正について

次のとおり倉吉市税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年1月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例の一部を改正する条例

倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項（個人の場合にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項（個人の場合にあつては、第2号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p>

(2)及び(3) 略
3 略

(2)及び(3) 略
3 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第2号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年1月13日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 契約の目的
成徳小学校耐震補強事業
- 2 工事名
成徳小学校教室棟改築工事(建築主体)
- 3 工事場所
倉吉市仲ノ町
- 4 契約の相手方
鳥取県倉吉市山根622番地1
酒井・寿・河崎・河本特定建設工事共同企業体
代表者 有限会社酒井建設 代表取締役 酒井祐一
- 5 契約金額
509,220,000円
- 6 工事の期限
平成28年3月29日
- 7 契約締結の方法
公募型指名競争入札による契約